

# 一般社団法人千葉県農業会議常設審議委員会傍聴規程

## 第1条（目 的）

一般社団法人千葉県農業会議常設審議委員会（以下「委員会」という）の傍聴は、この規程の定めるところによる。

## 第2条（傍聴人）

委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢、職業を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、定められた傍聴席以外に入ってはならない。

3 傍聴人の人数については、議長が制限することができる。

## 第3条（傍聴できない者）

次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない

（1）銃器その他危険な物を所持している者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）プラカード、旗、垂れ幕、ラジオ、拡声器等を携帯している者

（4）はち巻き、たすき、ゼッケン等を着用又は携帯している者

（5）異常な服装をしている者。

（6）前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす等、委員会場の秩序を保持するために支障があると認めた者

## 第4条（傍聴人の守るべき事項）

傍聴人は次の各号に掲げられた事項を守らなければならない。

（1）委員会場における言論に対して、可否を表明しないこと

（2）放談等、騒ぎたてることをしないこと

（3）定められた場所で傍聴すること

（4）示威的な行為をしないこと

（5）前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は委員会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

## 第5条（写真撮影、録音等の禁止）

傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たものはこの限りでない。

## 第6条（係員の指示）

議長は、委員会の進行に支障をきたすおそれがあると認めるときは、係員を通じて、傍聴人に対し、必要な指示を行うことができる。

2 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

## 第7条（違反に対する措置）

傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はそれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## 第8条（補則）

この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

## 《傍聴される方へ》

### 1 傍聴人の守るべき事項

- (1) 会議場における言論に対して、可否等を表明しないで下さい。
- (2) 放談等、騒ぎたてることをしないで下さい。
- (3) 定められた場所で傍聴して下さい。
- (4) 示威的な行為をしないで下さい。
- (5) カメラ、スマホ等による撮影・録画・録音等をしないで下さい。
- (6) その他会議を妨害し、又は会議場の秩序を乱すような行為はしないで下さい。
- (7) 筆記用具（ペン・メモ用紙等）以外は会場に持ち込めません。（ペットボトル、缶類等も持ち込み禁止です。）
- (8) バッグ類等も会場に持ち込むことは出来ませんので、事前に然るに預ける等してご入場願います。（必要に応じて所持品の検査をさせて頂く場合もあります。）
- (9) 入場後の入れ替え及び再入場は出来ません。
- (10) 傍聴にあたっては、係員の指示に従って下さい。
- (11) 傍聴人がこれらの事項に違反するときは退場していただくことがあります。

### 2 次に掲げる人は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃刀その他危険な物を所持している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) プラカード、旗、垂れ幕、ラジオ、拡声器等を携帯している者。
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン等を着用又は携帯している者。
- (5) 異常な服装をしている者。
- (6) 前(1)～(5)に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす等、会議場の秩序を保持するために支障があると認めた者。

### 3 傍聴人数

- (1) 一般傍聴人の定員は先着順で9名です。
- (2) 定員になり次第締め切らせていただきます。

### 4 入場時間

議長の許可を受けた時点で会場に入ることができます。係員の指示に従い入場・着席してください。